

4.

実現に向けた配慮事項（共通事項）

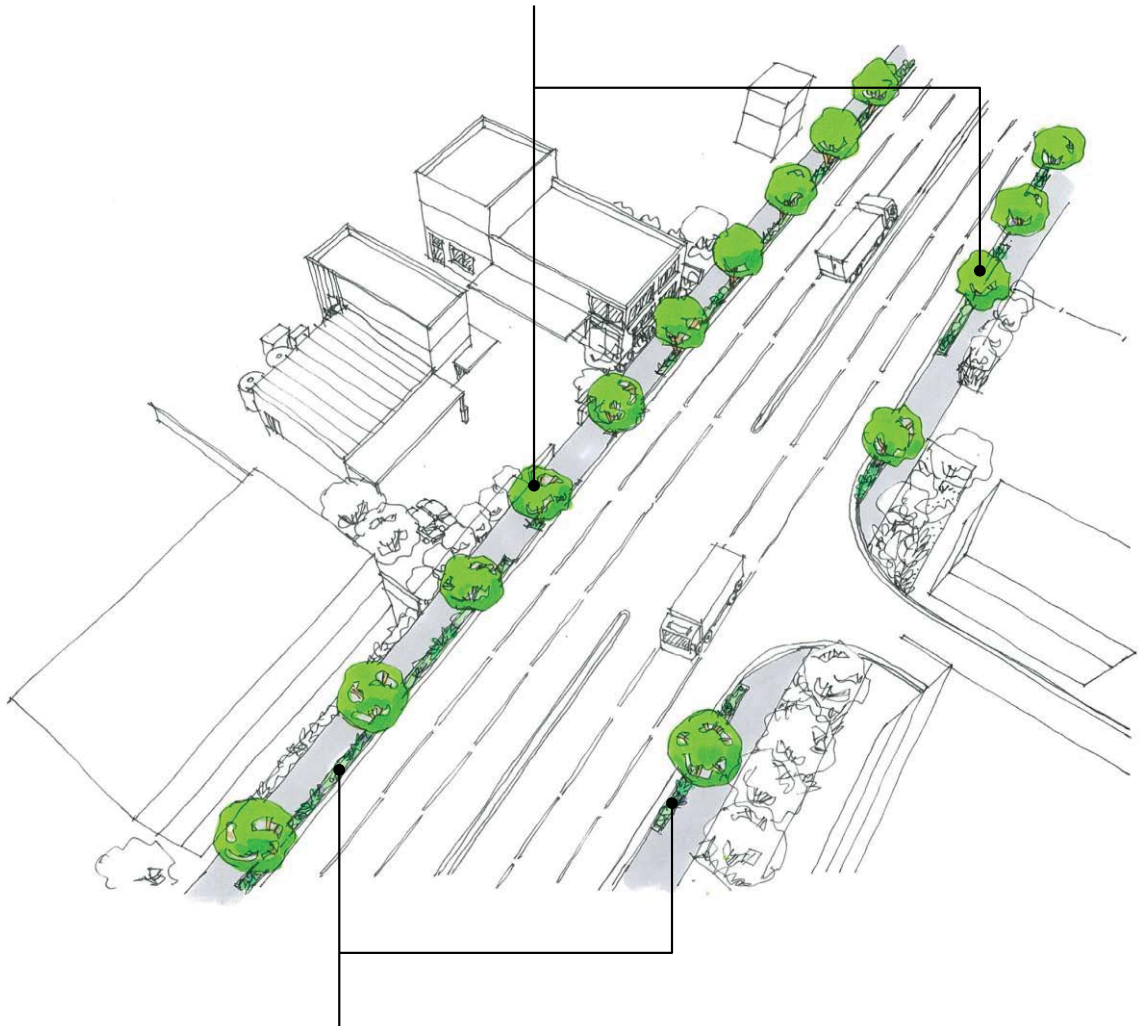
1) 博多港全体で配慮いただきたいこと

以下は、港湾ゾーン的全エリア共通で配慮いただきたい事項をまとめています（ただし、中央ふ頭・博多ふ頭については、31頁以降をご参照ください）。

i) 道路



配慮事項①：高木



配慮事項②：低木・地被類

※上記図はイメージであり、具体的な計画を示すものではありません。



【配慮事項①：高木】

1 樹種

- 維持管理のしやすさを考慮し，周辺に潤いや四季感を与える樹種の選定に努める。
- 潮風や地下水位の影響が大きい場所においては，耐潮性に配慮する。

2 配置

- 「福岡市都市緑化マニュアル」を基本に，使用する樹種や民有地の緑化状況なども踏まえ，緑の連続性を感じるよう，可能な限り等間隔での植栽に努める。
- 「福岡市街路樹整備指針」に基づき，照明灯や標識からの離隔を確保するとともに，視認性の確保に努める。

3 植樹柵

- 「福岡市街路樹整備指針」に基づき，十分な生育環境を確保するとともに，臨海部の特性を踏まえて，土壌改良などによる生育環境の向上に努める。

4.

実現に向けた配慮事項（共通事項）

【配慮事項②：低木・地被類】

1 樹種

- 1年を通して緑を提供できることや維持管理のしやすさを考慮し、周辺に彩りや明るさ、花が咲くといった四季感などのプラス要素を与える樹種の選定に努める。
- 潮風や地下水位の影響が大きい場所においては、耐潮性に配慮する。

2 配置

- 高木の間隔を埋めるような配置に努める。
- 「福岡市街路樹整備指針」に基づき、視認性の確保に努める。

3 植樹帯

- 土壌改良などによる生育環境の向上に努める。
- 舗装面より立ち上げて植栽を見えやすくするなど、緑化効果を高める工夫に努める。

例)



<緑化への取り組み>

●福岡市屋上・壁面緑化助成制度

都市環境の改善と緑あふれる都市環境を形成するため、市民の皆さんによる屋上・壁面緑化の自発的な取り組みに対して、整備費用の一部を助成する制度です。助成対象は、敷地面積が500平方メートル以上の民有地で50平方メートル以上の屋上緑化、または延長10メートル以上か10平方メートル以上の壁面緑化を行う民間建築物の屋上・壁面緑化施設整備です。

(詳細：<http://www.city.fukuoka.lg.jp/jutaku-toshi/ryokkasuishin/midori/menu1/01-12.html>)



●花いっぱい運動

福岡市では、「まちづくり」を進めるうえで、市民の方々はもとより、企業の方々のご協力が必要であると考え、その象徴的な事業として、市民、企業及び行政との共働による花いっぱい運動を実施しています。

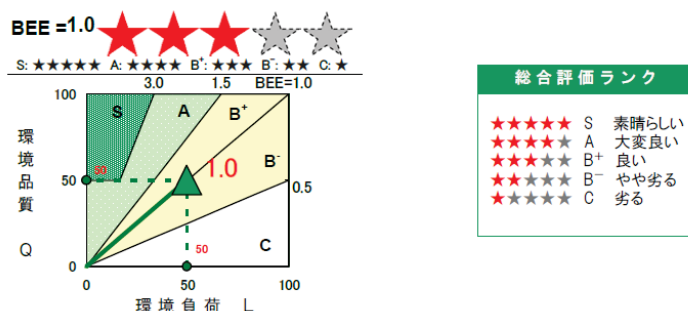


●CASBEE福岡（福岡市建築物環境配慮制度）

制度の対象となる建築物（延べ面積が5,000㎡超の新築等）の建築主、設計者は「福岡市建築物環境配慮に関する指導要綱」に従って、建築物の総合的な環境性能評価を、評価システム「CASBEE福岡」を用いて行い、その結果を所定の様式で福岡市に届け出ていただくものです。

その評価項目の一部に「屋上や外壁を緑化している」、「中高木（植栽時点で1m以上）を植栽している」、「地表面を緑化している」があり、建物を環境性能で評価して格付けを行います。

(詳細：<http://www.city.fukuoka.lg.jp/jutaku-toshi/shinsa/life/kentikubutu-kankyohairyo/top-page.html>)



4.

実現に向けた配慮事項（共通事項）

ii) 建築物・工作物

配慮事項①：配置

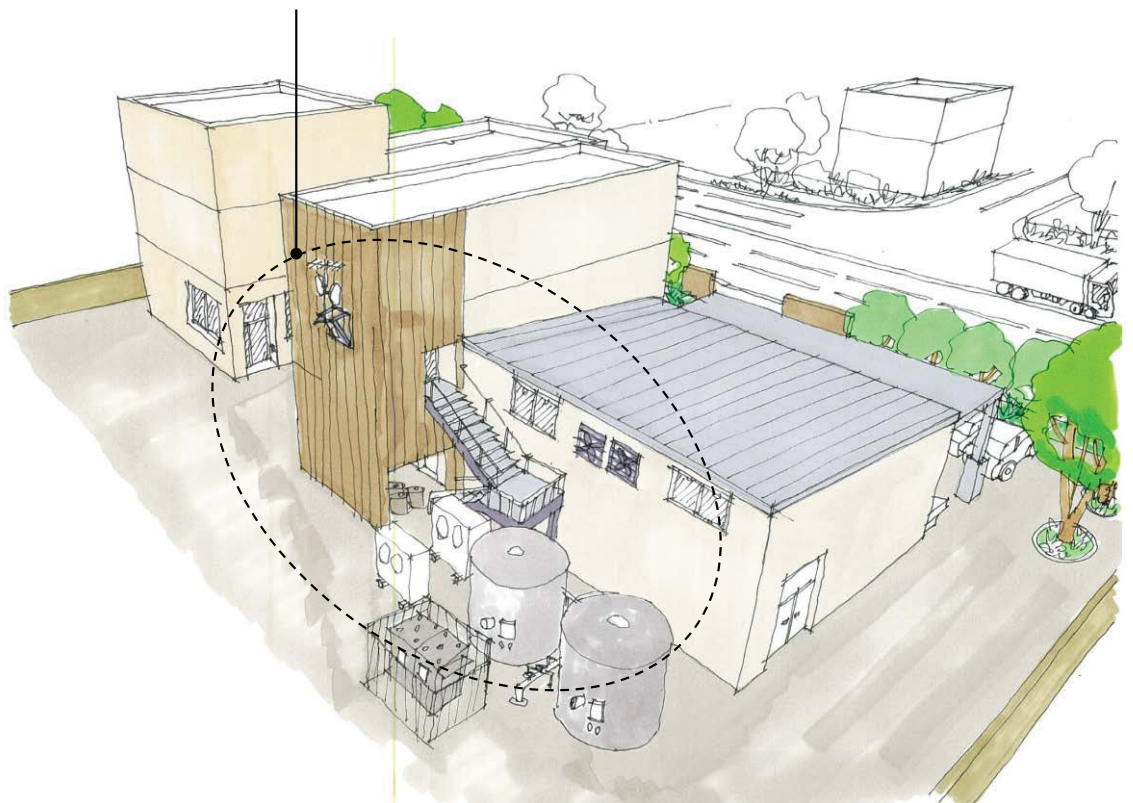
配慮事項②：形態・意匠

配慮事項⑤：屋外広告物



配慮事項③：屋外階段，附属施設・附属設備

配慮事項④：外構



※上記図はイメージであり，具体的な計画を示すものではありません。

【配慮事項①：配置】

1 壁面後退

- 建築物等は、前面道路境界からの壁面後退に配慮する。

【配慮事項②：形態・意匠】

1 建築物等の上部・屋根

- 本体やまちなみと調和のとれた形態となるように配慮する。
- 勾配屋根の場合には、屋根が視界に入るため、勾配に配慮する。

2 外壁

- 外壁は、清潔感が保てるよう、素材や形態の工夫に配慮する。

3 色彩

- 建築物の外壁・屋根などに使用する色彩は「福岡市景観計画」で示されている色彩基準の範囲内で、周辺環境と調和するよう配慮する。

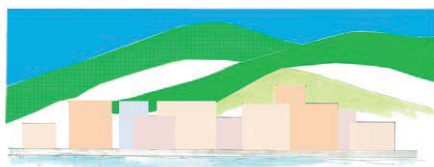
＜「福岡市景観計画」で示されている色彩基準＞

区分	色相	明度	彩度
建築物	全ての有彩色	—	6以下
	無彩色	—	—
工作物	全ての有彩色	—	3以下
	無彩色	—	—

日本工業規格Z8721 に定める色相、明度及び彩度の三属性によるマンセル値

- また、建築物等の海から見える部分に使用する色彩は背後に見える自然との調和に、道路から見える部分に使用する色彩は周辺に明るさや活気を与える色彩となるよう配慮する。

(海から見える景観のイメージ)

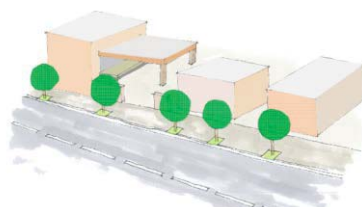


○ 自然と調和しているイメージ

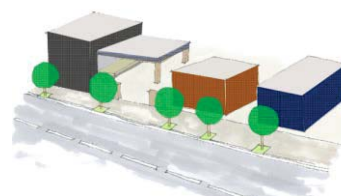


× 自然と調和しないイメージ

(道路から見える景観のイメージ)



○ 明るさを与えるイメージ



× 圧迫感を感じさせるイメージ

4.

実現に向けた配慮事項（共通事項）

【配慮事項③：屋外階段、付属設備・付属施設】

- 屋外階段や、付属設備（室外空調機や受水槽，配管・ダクト等），付属施設（倉庫やゴミ置き場等）は，可能な限り前面の道路から見えない場所に設けるよう配慮する。
- やむを得ず見える場所に設置する場合は，建築物等と調和するような形態・色彩の工夫や，緑化等による修景に配慮する。

例)



【配慮事項④：外構】

- 敷地内のオープンスペースや建築物等の前面のほか，建築物等の屋上や壁面の緑化に配慮する。
- 門，柵，塀は可能な限り設置しないよう配慮する。やむを得ず設置する場合は，高さを抑え，生垣や緑化等による修景や，色彩などの意匠が周辺や建築物本体と調和するよう配慮する。

例)



【配慮事項⑤：屋外広告物】

- 敷地内の建築物やオープンスペースに設置する広告・看板等については，屋外広告物条例の規定を遵守するとともに，必要最小限とし，景観の阻害要因とならないよう，位置や色彩等に配慮し，建築物本体との調和に配慮する。
- また，屋上広告物を掲出する場合には，掲出する位置について，まとまりがあるよう配慮する。

※屋外広告物については，一部を除き，事前に各区役所生活環境課（博多区のみ，自転車対策・生活環境課）への申請手続きが必要となりますので，「屋外広告物の手引き」をご確認ください。

<緑化への取り組み>

●総合設計制度

総合設計制度は、一定の要件を満たす敷地内の建築計画において、公開される空地の整備等を評価し、容積制限及び高さ制限の緩和を行うことにより、設計の自由度を向上させ、良好な市街地環境の形成に積極的に寄与する建築物の誘導を図るものです。

その基本要件で、良好な市街地環境の形成とヒートアイランド現象の改善を図るため、敷地内空地、壁面、屋上において、原則として、敷地内空地面積の30%以上の面積を緑化施工することとし、その他良好な環境、景観の形成のための配慮をすることとしています。

(詳細：<http://www.city.fukuoka.lg.jp/data/open/cnt/3/8050/1/1591053138862.pdf>)



(写真出典：国土交通省ホームページ)

●緑のコーディネーター制度

緑のコーディネーター制度は、花や緑に関する知識や関心をもつ方を福岡市が認定し、得意分野ごとの人材バンクに登録して、市民が自主的に取り組む活動を支援する制度です。市民と行政が共働して快適で美しいみどりのまちづくりを進めるため、地域の様々な場面で緑化活動の指導者やアドバイザーとして活躍しています。

(詳細：<http://www.midorimachi.jp/coordinator/>)

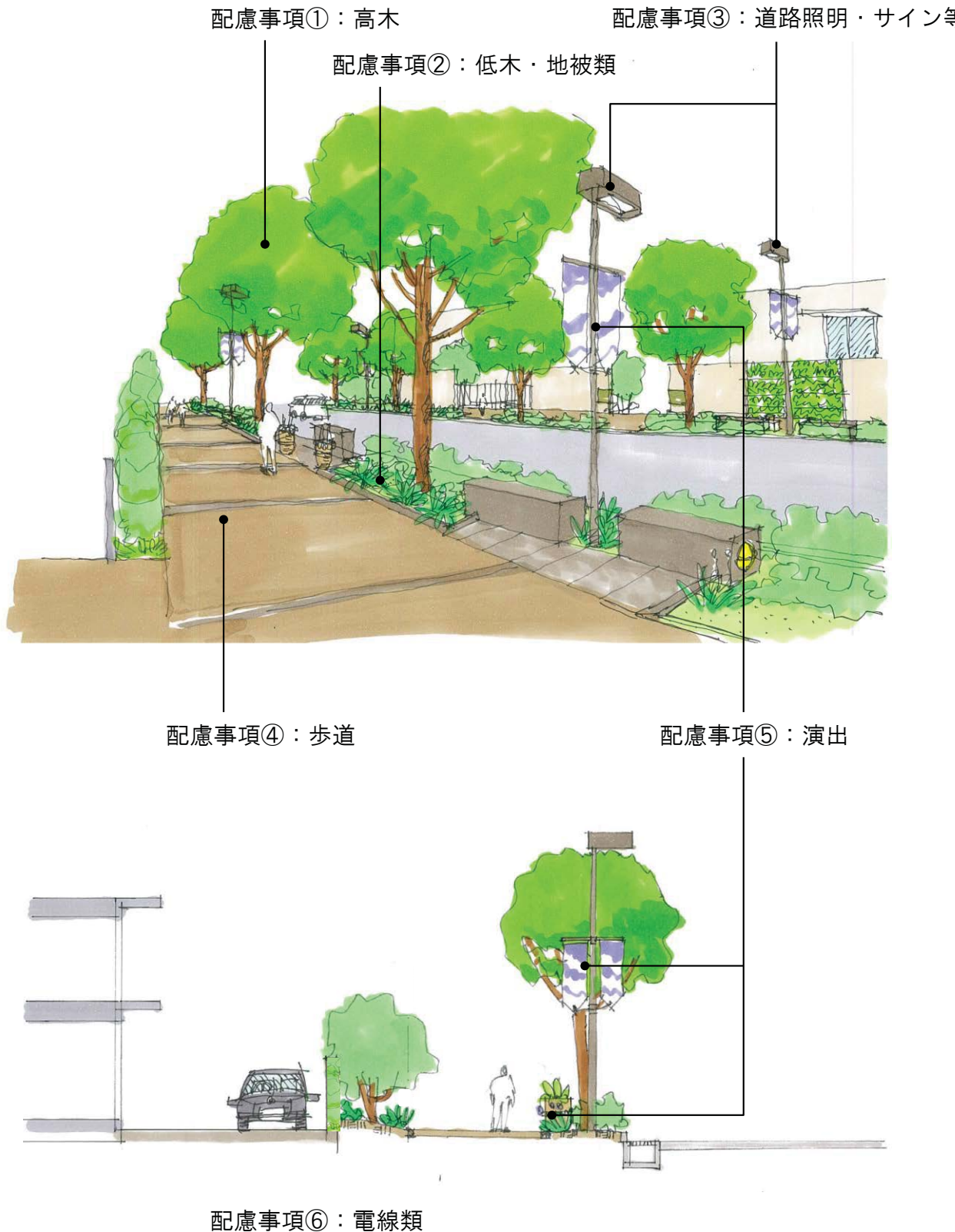


4.

実現に向けた配慮事項（中央ふ頭・博多ふ頭）

2) 中央ふ頭・博多ふ頭で配慮いただきたいこと

i) 道路



※上記図はイメージであり、具体的な計画を示すものではありません。

【配慮事項①：高木】

1 樹種

- 歩車道境界に植栽する高木は、風格を感じる樹冠を形成する樹種の選定に努める。
- 歩行空間内に高木を植栽する場合は、適度な光を通し、明るさや開放感が確保できるような樹種の選定に努める。
- 潮風や地下水位の影響が大きい場所においては、耐潮性に配慮する。

2 配置

- 「福岡市街路樹整備指針」に基づき、照明灯や標識からの離隔を確保するとともに、視認性の確保に努める。
- 「福岡市都市緑化マニュアル」を基本に、歩行空間内に高木を植栽する場合は、移動しやすく快適な歩行空間が確保できるよう、適度な間隔を保つなど、植栽位置・間隔に配慮する。

3 植樹樹

- 「福岡市街路樹整備指針」に基づき、十分な生育環境を確保するとともに、十分な土壌改良等により、豊かな緑の形成に必要な生育環境の整備に努める。
- 必要に応じてツリーサークルを設置するなど、ゆとりのある歩行空間の確保に努める。

【配慮事項②：低木・地被類】

1 樹種

- 1年を通して緑を提供できることや維持管理のしやすさに配慮し、周辺に彩りや明るさ、花が咲くといった四季感などのプラス要素を与える樹種の選定に努める。
- 潮風や地下水位の影響が大きい場所においては、耐潮性に配慮する。

2 配置

- 高木の間隔を埋めるような配置に努める。
- 「福岡市街路樹整備指針」に基づき、視認性の確保に努める。

3 植樹帯

- 土壌改良などによる生育環境の向上に努める。
- 舗装面より立ち上げて植栽を見えやすくするなど、緑化効果を高める工夫に努める。

4.

実現に向けた配慮事項（中央ふ頭・博多ふ頭）

【配慮事項③：道路照明・サイン等】

- 道路照明，信号機，道路標識などは，周辺環境と調和し，質の高いデザインとするよう努める。
- サインなどの案内看板は，機能性が確保できる範囲で，可能な限り集約に努める。

例)



【配慮事項④：歩道】

- イベント開催時でも円滑に移動できるようなゆとりのある空間確保や，安全性・快適性の向上に努める。

【配慮事項⑤：演出】

- 夜間の賑わいや安全性，防犯にも配慮しつつ，沿道の建築物の照明計画なども踏まえて，必要に応じて歩道照明などの設置に努める。
- 照明を設置する場合は，バナーの掲出が可能な構造とするよう努め，おもてなしや賑わいの演出に配慮する。

例)



【配慮事項⑥：電線類】

- 電線類は，地中化の他，軒下配線など，目立たないよう工夫に努める。
- 分電盤などの陸上施設は，歩行空間を阻害しないよう，植樹帯などの中に収めるとともに，周辺環境との調和に努める。

例)

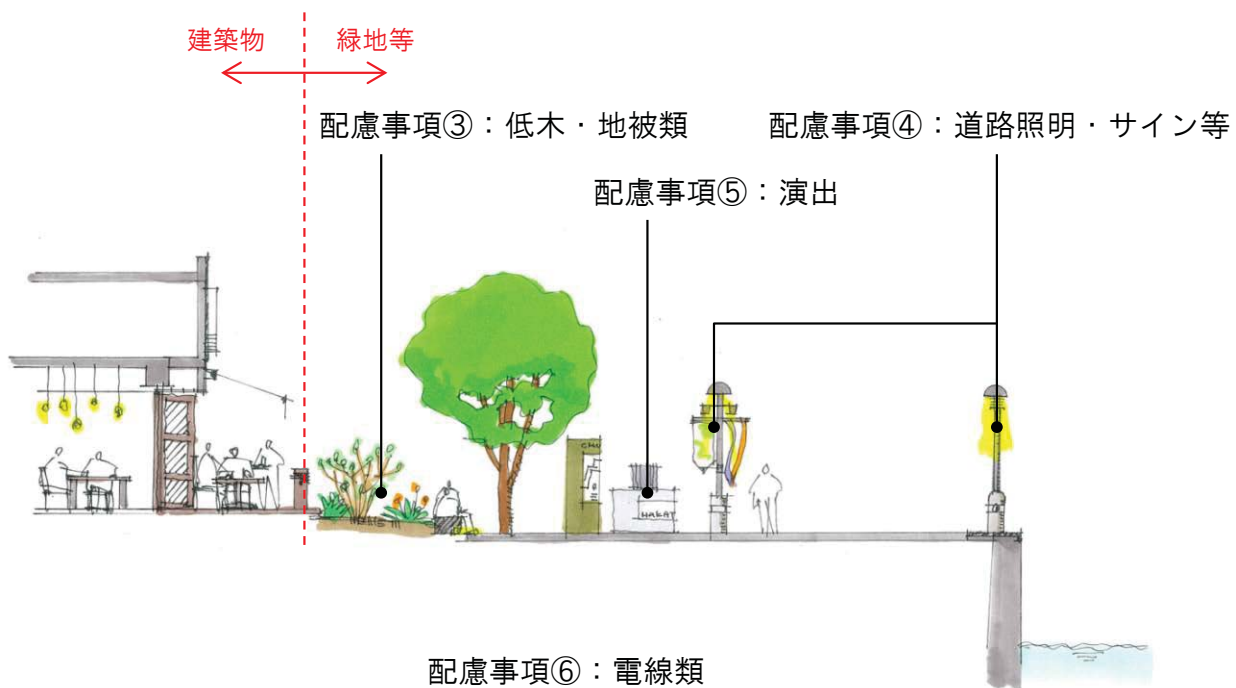
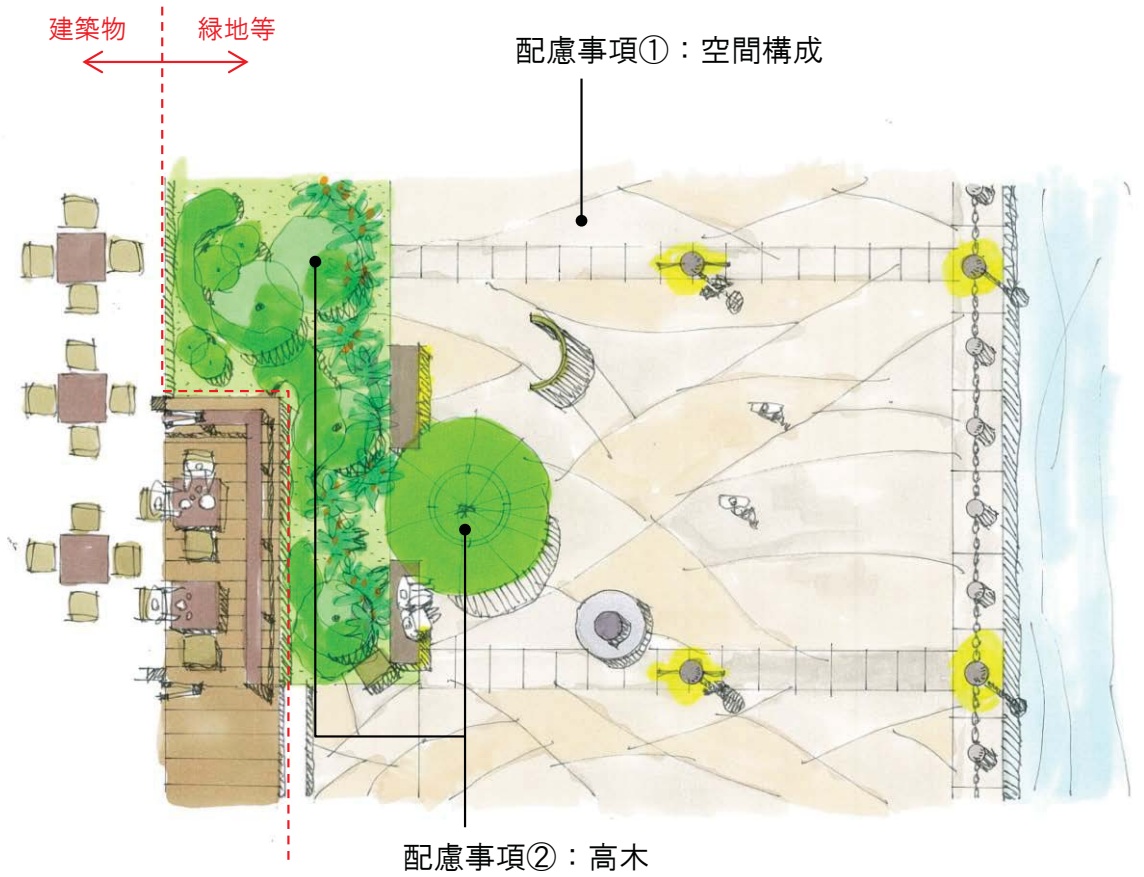




4.

実現に向けた配慮事項（中央ふ頭・博多ふ頭）

ii) 緑地等（水辺・回遊空間）



※上記図はイメージであり、具体的な計画を示すものではありません。

【配慮事項①：空間構成】

- 円滑に移動できるような歩行空間の確保に努める。
- 様々なイベントの開催の舞台としても活用できるよう、十分なオープンスペースを確保するよう努める。
- 水辺を開放するとともに、水辺へのアクセス性を確保し、開放的で親水性の高い空間形成に努める。

例)



【配慮事項②：高木】

1 樹種

- 「福岡市都市緑化マニュアル」に基づき、居心地のよい緑陰が創出できるよう、樹種の選定に努める。
- 歩行空間内に高木を植栽する場合は、適度な光を通し、明るさや開放感が確保できるような樹種の選定に努める。
- 潮風や地下水位の影響が大きい場所においては、耐潮性に配慮する。

2 配置

- 「福岡市都市緑化マニュアル」に基づき、居心地のよい緑陰を創出しつつ、水辺への見通しや開放感が確保できるよう、配置の工夫に努める。
- 歩行空間内に高木を植栽する場合は、移動しやすく快適な歩行空間及び見通しが確保できるよう、適度な間隔を保つなど、配置の工夫に努める。

例)



3 植樹柵

- 歩行空間などで植樹柵を設ける場合は、「福岡市都市緑化マニュアル」に基づく規格を満たすとともに、十分な土壌改良などにより、豊かな緑の形成に必要な生育環境の整備に努める。
- ツリーサークルを設置するなど、ゆとりのある歩行空間の確保に努める。

例)



4.

実現に向けた配慮事項（中央ふ頭・博多ふ頭）

【配慮事項③：低木・地被類】

1 樹種

- 1年を通して緑を提供できることや維持管理のしやすさに配慮し、周辺に彩りや明るさ、花が咲くといった四季感などのプラス要素を与える樹種の選定に努める。
- 潮風や地下水位の影響が大きい場所においては、耐潮性に配慮する。

2 配置

- 高木やベンチの周辺などの滞留スペースを中心に植栽し、居心地のよい空間創出に努める。

例)



3 植樹帯

- 土壌改良などによる生育環境の向上に努める。

【配慮事項④：照明・サイン等】

- 照明、サインなどは、周辺環境と調和しつつ、質の高いデザインとするよう努める。
- サインなどの案内看板は、機能性が確保できる範囲で、可能な限り集約に努める。

例)





【配慮事項⑤：演出】

- 夜間の賑わいや安全性，防犯にも配慮し，沿道の建築物の照明計画なども踏まえて，必要に応じて歩道照明などの設置に努める。
- 照明を設置する場合は，バナーの掲出が可能な構造とするよう努め，おもてなしや賑わいの演出に配慮する。

【配慮事項⑥：電線類】

- 電線類は，地中化の他，軒下配線など，目立たないよう工夫に努める。
- 分電盤などの陸上施設は，歩行空間を阻害しないよう，植樹帯などの中に収めるとともに，周辺環境との調和に努める。

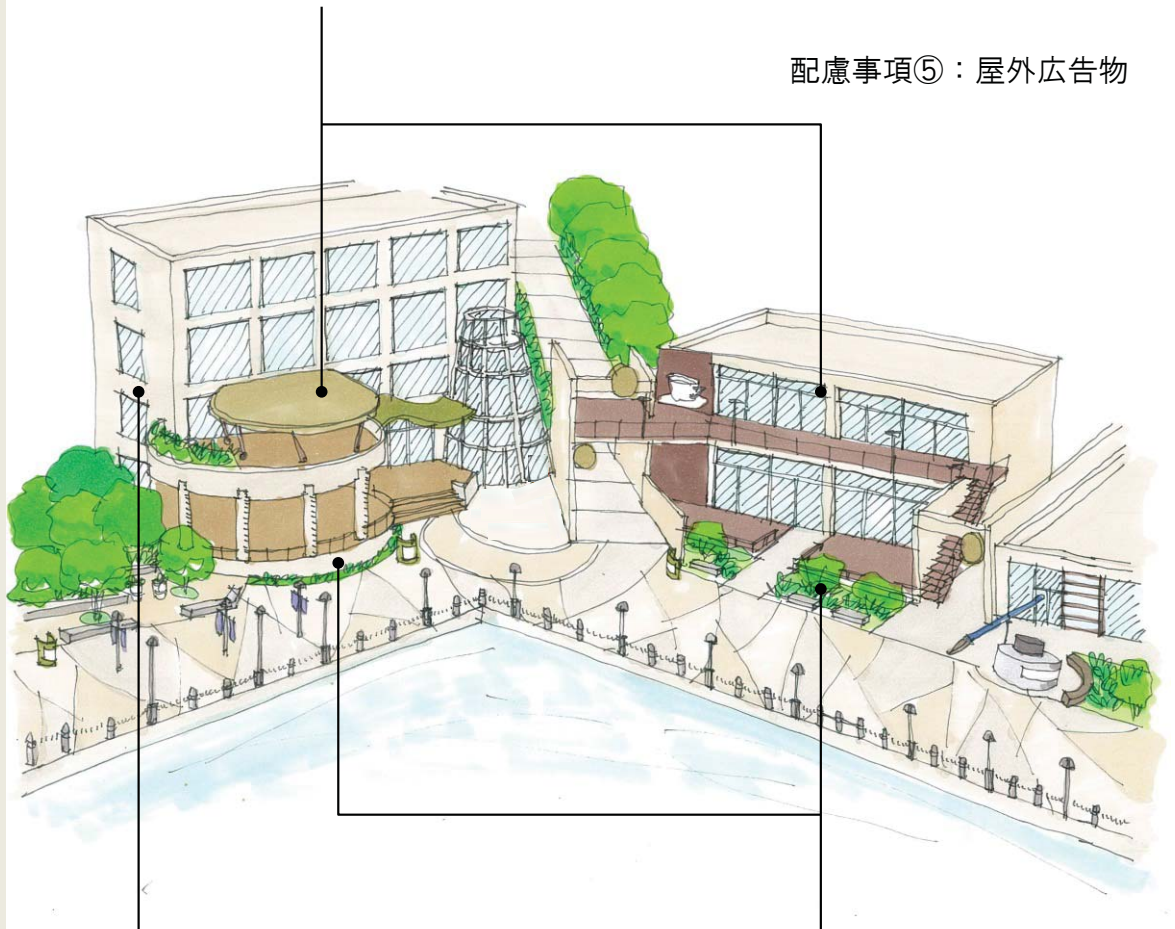
4.

実現に向けた配慮事項（中央ふ頭・博多ふ頭）

iii) 建築物・工作物

配慮事項①：配置・規模
配慮事項②：形態・意匠

配慮事項⑤：屋外広告物



配慮事項③：屋外階段， 附属施設・附属設備

配慮事項④：外構

※上記図はイメージであり，具体的な計画を示すものではありません。

【配慮事項①：配置・規模】

1 水辺への見通し・開放感の確保

- 建築物等は、水辺への見通しや、開放感について配慮する。

例)



2 パブリックスペースの創出

- 歩道や緑地などの水辺・回遊空間に面する部分は、公共空間と一体となった良好なパブリックスペースの創出に配慮する。

例)



4.

実現に向けた配慮事項（中央ふ頭・博多ふ頭）

【配慮事項②：形態・意匠】

1 デザイン

- 特に視線の集まる建築物等は，地区のシンボルとなるようなデザインに配慮する。

例)



2 外壁

- 外壁は，清潔感が保てるよう，素材や形態の工夫に配慮する。

3 歩行者デッキ等

- 歩行者デッキ等は，周辺の建築物等と調和するとともに，形状，素材，色彩などにより，周辺空間にリズムやアクセントを生む工夫に配慮する。
- デッキ下の空間についても，圧迫感を感じさせないように，柱等の形状や色彩について，配慮する。

例)





4 色彩

- 建築物の外壁・屋根などに使用する色彩は「福岡市景観計画」で示されている色彩基準の範囲内で、周辺環境と調和するよう配慮する。

＜「福岡市景観計画」で示されている色彩基準＞

区分	色相	明度	彩度
建築物	全ての有彩色	—	6以下
	無彩色	—	—
工作物	全ての有彩色	—	3以下
	無彩色	—	—

日本工業規格Z8721 に定める色相、明度及び彩度の三属性によるマンセル値

- 海から見える建築物等は、周辺環境を考慮した上で、おもてなしを感じる色彩となるよう配慮する。
- 地区のシンボルとなるような建築物等については、デザインと合わせ、シンボル性のある色彩となるよう、配慮する。

5 演出

- 建築物の低層部を中心に、草花や照明を用いた演出など賑わいやおもてなしを感じ、周辺に連続性・一体感を生む表情づくりに配慮する。

例)



4.

実現に向けた配慮事項（中央ふ頭・博多ふ頭）

【配慮事項③：屋外階段，付属設備・付属施設】

- 屋外階段や，付属設備（室外空調機や受水槽，配管・ダクト等），付属施設（倉庫やゴミ置き場等）は，可能な限り前面の道路から見えない場所に設けるよう配慮する。
- やむを得ず見える場所に設置する場合は，建築物等と調和するような形態・色彩の工夫や，緑化等による修景に配慮する。
- 敷地内の電線類は，目立たないように，配慮する。

例)



【配慮事項④：外構】

- 敷地内のオープンスペースや建築物等の前面等のほか，建築物等の屋上や壁面の緑化に配慮する。
- パブリックスペースでは，公共空間と調和を図りつつ，ベンチや緑などによる居心地のよい空間創出に配慮する。
- 門，柵，塀は可能な限り設置しないよう配慮する。設置する場合は，高さを抑え，生垣や緑化等による修景や，色彩などの意匠が周辺や建築物本体と調和するように配慮する。

例)





【配慮事項⑤：屋外広告物】

- 敷地内の建築物やオープンスペースに設置する広告・看板等については、屋外広告物条例の規定を遵守するとともに、必要最小限とし、景観の阻害要因とならないよう、位置や色彩等に配慮し、建築物本体との調和に配慮する。
- また、屋上広告物を掲出する場合には、掲出する位置について、まとまりのあるよう、配慮する。
- 屋上広告物の配置・向きについては、クルーズ船等からの見え方に配慮する。

※屋外広告物については、一部を除き、事前に各区役所生活環境課（博多区のみ、自転車対策・生活環境課）への申請手続きが必要となりますので、「屋外広告物の手引き」をご確認ください。